

平成30年9月20日

交通安全対策特別交付金の交付決定（平成30年度9月期）

総務省は、平成30年度9月期分の交通安全対策特別交付金の額を9月20日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

26,733百万円

2 現金交付

平成30年9月28日（金）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

（連絡先）

自治財政局交付税課

担当：柴田理事官・黒田係長

代表：03-5253-5111（内線 23377）

直通：03-5253-5624

FAX：03-5253-5625

平成30年度交通安全対策特別交付金
(9月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	619	578
2 青森	171	84
3 岩手	188	93
4 宮城	233	255
5 秋田	152	75
6 山形	205	103
7 福島	287	141
8 茨城	380	191
9 栃木	248	124
10 群馬	389	194
11 埼玉	854	565
12 千葉	646	428
13 東京	1,385	692
14 神奈川	659	923
15 新潟	217	210
16 富山	147	73
17 石川	151	75
18 福井	96	48
19 山梨	135	66
20 長野	336	164
21 岐阜	260	129
22 静岡	593	626
23 愛知	1,009	847
24 三重	226	113
25 滋賀	177	88
26 京都	206	252
27 大阪	895	904
28 兵庫	716	563
29 奈良	166	79
30 和歌山	110	54
31 鳥取	67	32
32 島根	96	47
33 岡山	212	221
34 広島	278	278
35 山口	191	95
36 徳島	118	58
37 香川	174	87
38 愛媛	176	88
39 高知	96	45
40 福岡	709	789
41 佐賀	194	97
42 長崎	193	96
43 熊本	174	191
44 大分	178	89
45 宮崎	255	127
46 鹿児島	277	138
47 沖縄	182	90
合計	15,427	11,306

* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

